

第2章 基本的な方針・目標

(1) 将来人口等の想定

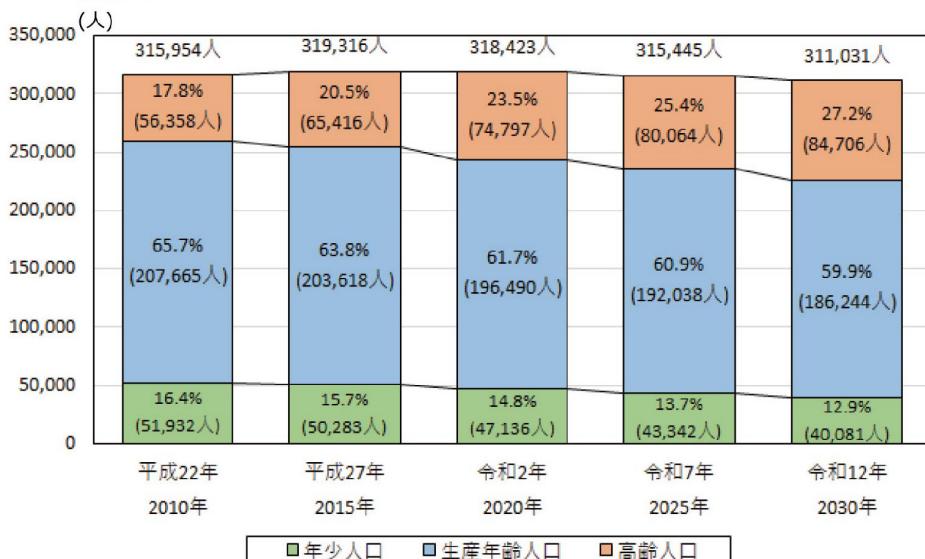
本計画の目標年度となる令和 11（2029）年度の将来人口等については、「那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28(2016)年 3月）」の人口ビジョンの将来推計人口により、以下のように想定します。

1) 総人口、年齢構成別人口の想定

人口ビジョンでは、令和 12（2030）年の総人口は約 31.1 万人となり、平成 27（2015）年をピークに緩やかに人口減少し、平成 27（2015）年よりも約 2.6% 減少すると想定されます。

令和 2（2020）年と令和 12（2030）年の年齢構成別を比較すると、年少人口（14 歳以下）と生産年齢人口（15～64 歳以下）がそれぞれ 1.9 ポイント、1.8 ポイント減少し、逆に高齢人口（65 歳以上）が 3.7 ポイント増加することになります。このように本市の 10 年後の人口は、少子高齢化が進むとともに、本市の経済活動を支える生産年齢人口の減少が懸念されます。

図 2-1 将来人口



注) 平成 22 年は国勢調査。平成 27 年以降は「那覇市人口ビジョン」(平成 28 年 3 月)による推計。

本市の将来人口は、地区別推計を積み上げた独自推計値であり、算出は社人研に準じた下記方法による。

〈出生〉 平成 22(2010) 年の全国と本市の子ども女性比の比が、平成 27(2015) 年以降一定として算出。

〈死亡〉 55～59 歳→60～64 歳以下では、全国と沖縄県の平成 17(2005) 年→22(2010) 年の生存率の比から、

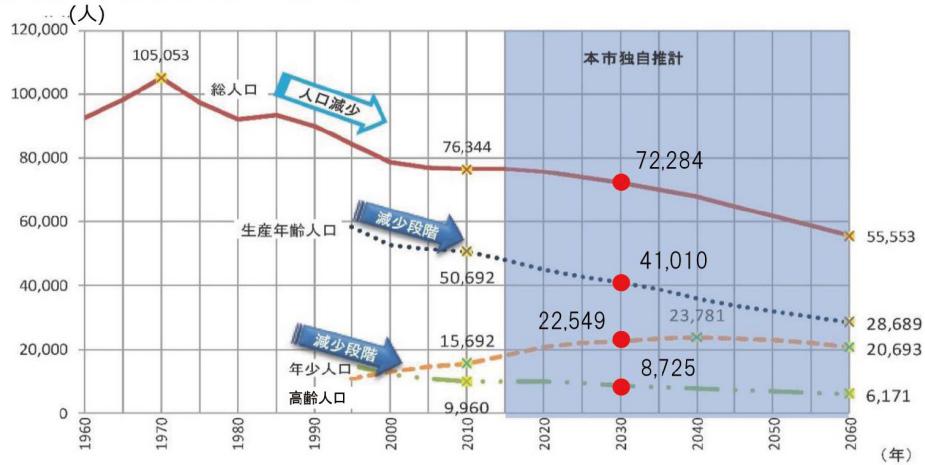
60～64 歳→65～69 歳以上では、上述に加えて沖縄県と本市の平成 12(2000) 年→17(2005) 年の生存率の比から、それぞれ生存率を算出。

〈移動〉 国勢調査から算出した平成 17 年→22 年の純移動率を基に、平成 27(2015) 年～令和 2(2020) 年までに定率で 0.5 倍に縮小し、その後一定という社人研の考え方を適用した、本市独自指標により算出。

出典 国勢調査、那覇市人口ビジョン

2) 各地区の人口、年齢構成別人口の想定

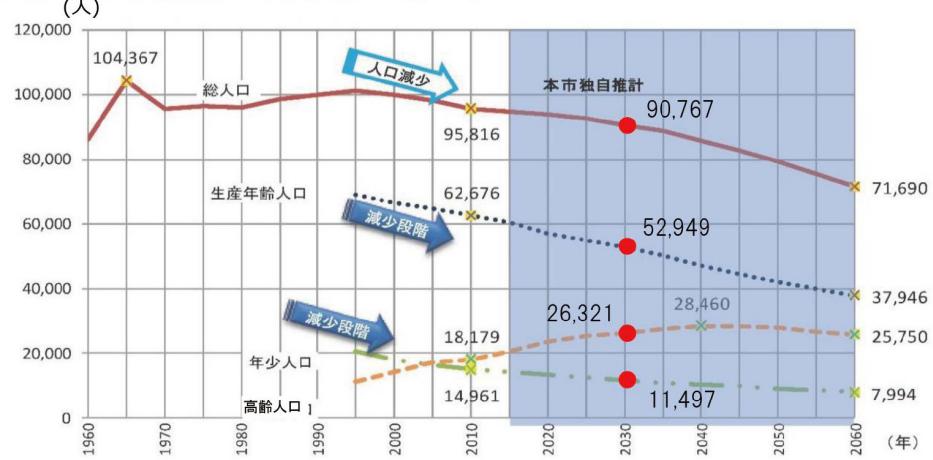
①本庁地区（新都心地区を除く）



本庁地区の人口は昭和 45 (1970) 年をピークに減少を続けており、令和 12 (2030) 年には約 72,284 人となり、平成 22 (2010) 年よりも約 5.3% 減少するものと想定されます。

令和 2 (2020) 年と令和 12 (2030) 年の年齢構成別を比較すると、年少人口 (14 歳以下) と生産年齢人口 (15~64 歳以下) がそれぞれ 1.1 ポイント、2.7 ポイント減少し、逆に高齢人口 (65 歳以上) が 3.7 ポイント増加することになります。

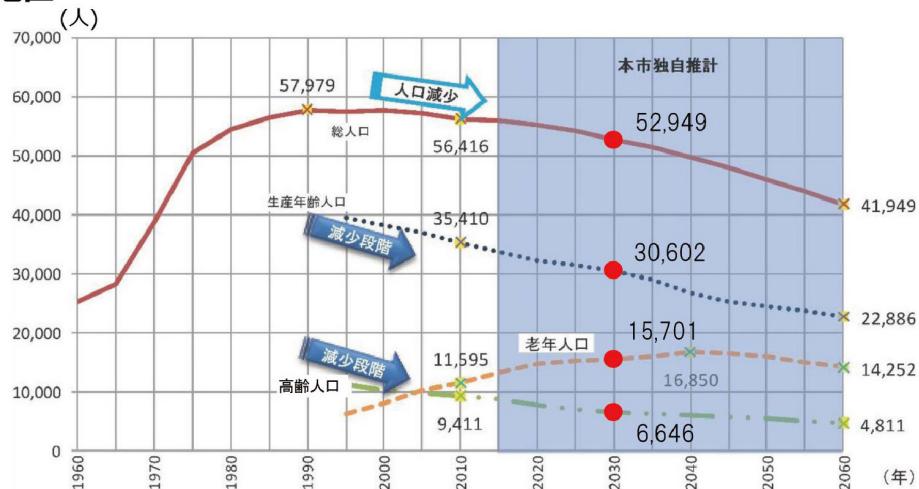
②真和志地区（真嘉比・古島地区を除く）



真和志地区の人口は減少を続けており、令和 12 (2030) 年には約 90,767 人となり、平成 22 (2010) 年よりも約 5.3% 減少するものと想定されます。

令和 2 (2020) 年と令和 12 (2030) 年の年齢構成別を比較すると、年少人口 (14 歳以下) と生産年齢人口 (15~64 歳以下) がそれぞれ 1.4 ポイント、2.6 ポイント減少し、逆に高齢人口 (65 歳以上) が 4.0 ポイント増加することになります。

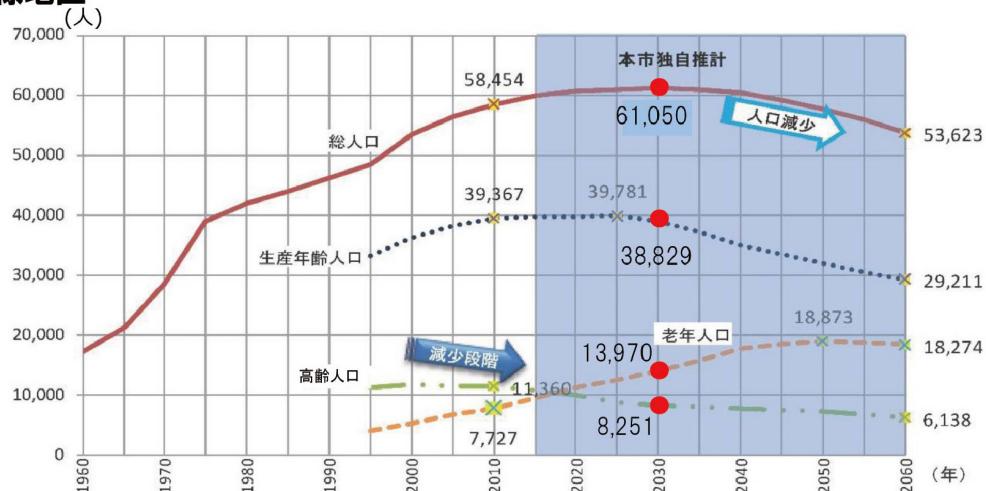
③首里地区



首里地区の人口推移は現在横ばい傾向にありますが、平成 27（2015）年を境に緩やかに減少すると見込んでおり、令和 12（2030）年には約 52,949 人となり、平成 22（2010）年よりも約 6.1% 減少するものと想定されます。

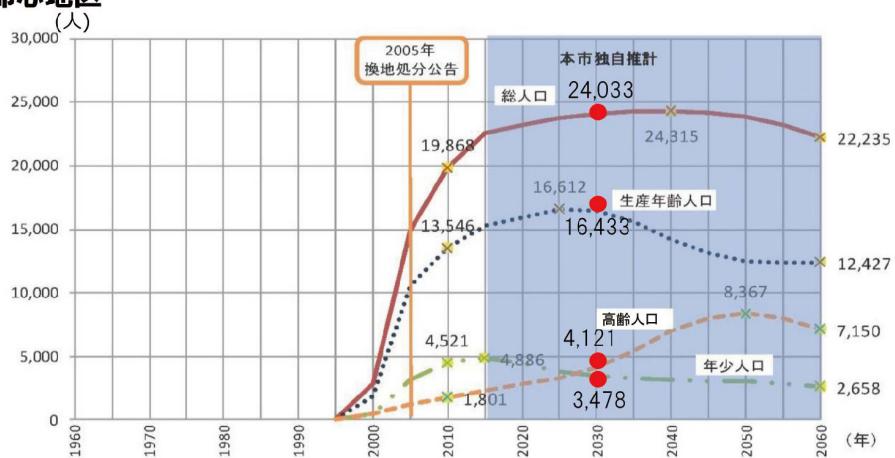
令和 2（2020）年と令和 12（2030）年の年齢構成別を比較すると、年少人口（14 歳以下）と生産年齢人口（15～64 歳以下）がそれぞれ 1.9 ポイント、0.8 ポイント減少し、逆に高齢人口（65 歳以上）が 2.7 ポイント増加することになります。

④小禄地区



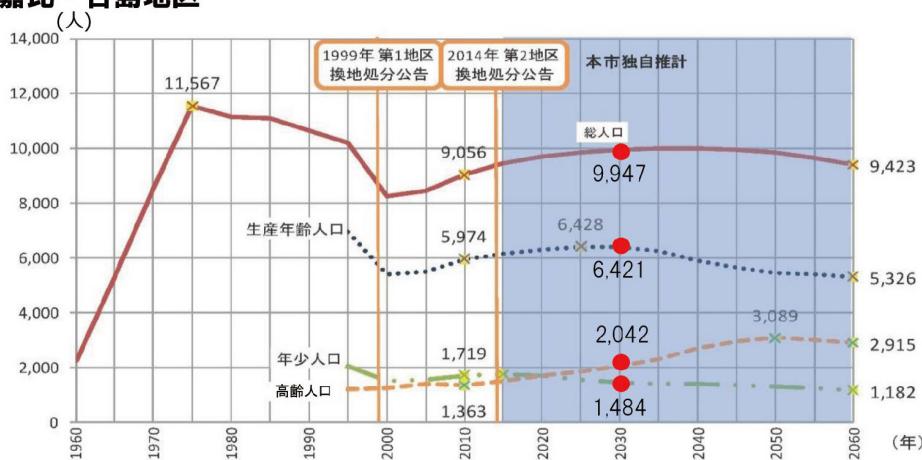
小禄地区の人口は緩やかに増加しており、令和 12 年（2030）年にピークに達するものと見込まれています。その際の人口は約 61,050 人となり、平成 22 年（2010）年よりも約 4.4% 増加するものと想定されます。

令和 2（2020）年と令和 12（2030）年の年齢構成別を比較すると、年少人口（14 歳以下）と生産年齢人口（15～64 歳以下）がそれぞれ 2.7 ポイント、1.8 ポイント減少し、逆に高齢人口（65 歳以上）が 4.5 ポイント増加することになります。

⑤新都心地区

新都心地区は、平成 12（2000）年の仮換地指定完了後、住宅等の建築が進み、人口が急増しました。平成 22（2010）年には 19,868 人となり、今後も増加が見込まれています。令和 12（2030）年には約 24,033 人となり、平成 22（2010）年よりも約 21% 増加するものと想定されます。

令和 2（2020）年と令和 12（2030）年の年齢構成別を比較すると、年少人口（14 歳以下）と生産年齢人口（15～64 歳以下）がそれぞれ 4.7 ポイント、0.3 ポイント減少し、逆に高齢人口（65 歳以上）が 5.1 ポイント増加することになります。

⑥真嘉比・古島地区

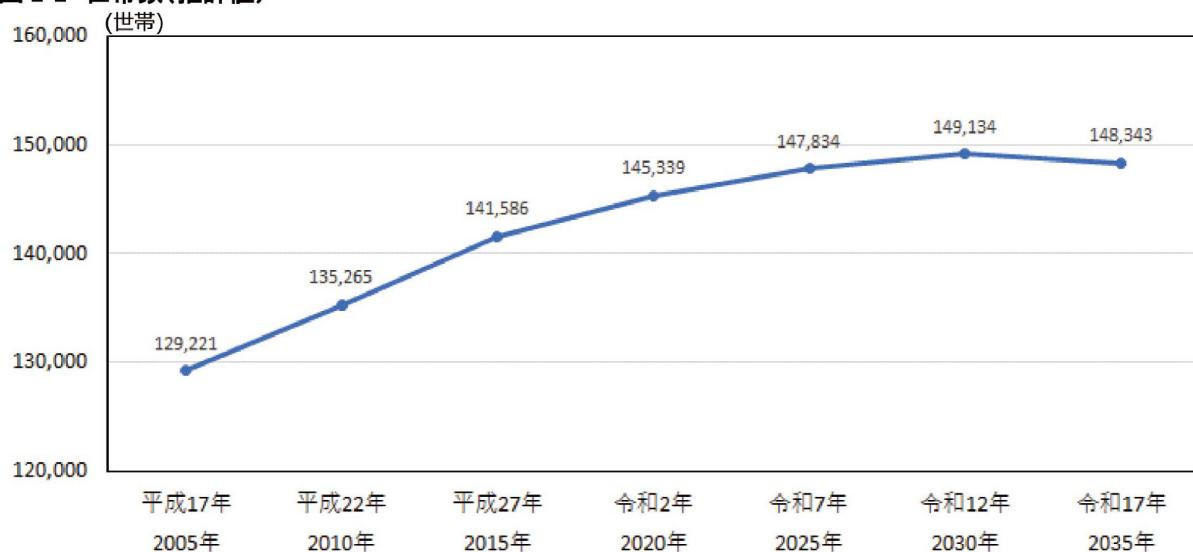
真嘉比・古島地区は真和志地区に位置していますが、近年開発が行われ人口増加が著しい地区であり真和志地区とは異なる人口動向を示しているため、別に人口推計を行います。真嘉比・古島地区の人口は近年増加傾向にあり、今後も増加が見込まれています。令和 12 年（2030）年には約 9,947 人となり、平成 22（2010）年よりも約 9.8% 増加するものと想定されます。

令和 2（2020）年と令和 12（2030）年の年齢構成別を比較すると、年少人口（14 歳以下）と生産年齢人口（15～64 歳以下）がそれぞれ 2.7 ポイント、0.5 ポイント減少し、逆に高齢人口（65 歳以上）が 3.1 ポイント増加することになります。

3) 世帯総数の想定

令和12（2030）年度の世帯総数は、約14.9万世帯となり、平成27年時点よりも約5.3%増加するものと想定されます。特に単身世帯や高齢者世帯が増加傾向にあり、今後10年間においても同様に推移していくものと想定されます。

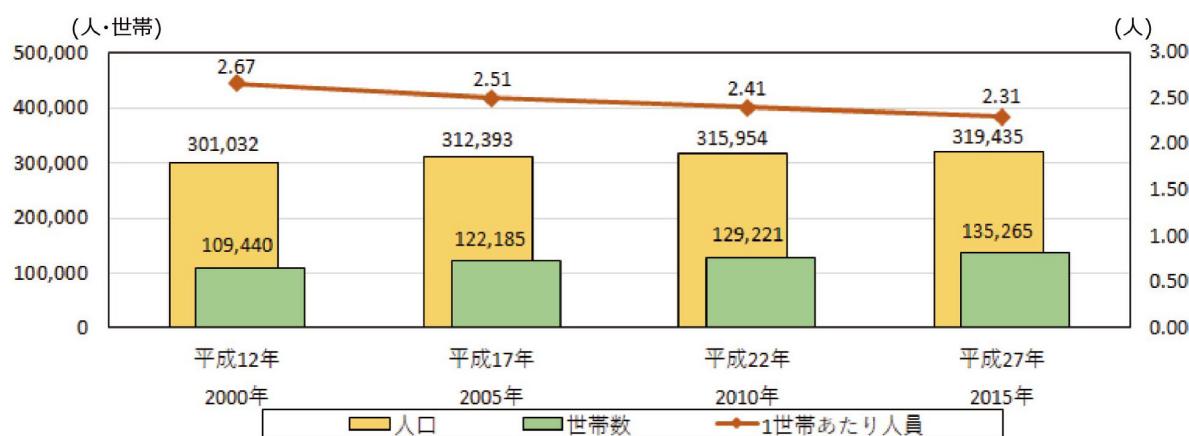
図2-2 世帯数(推計値)



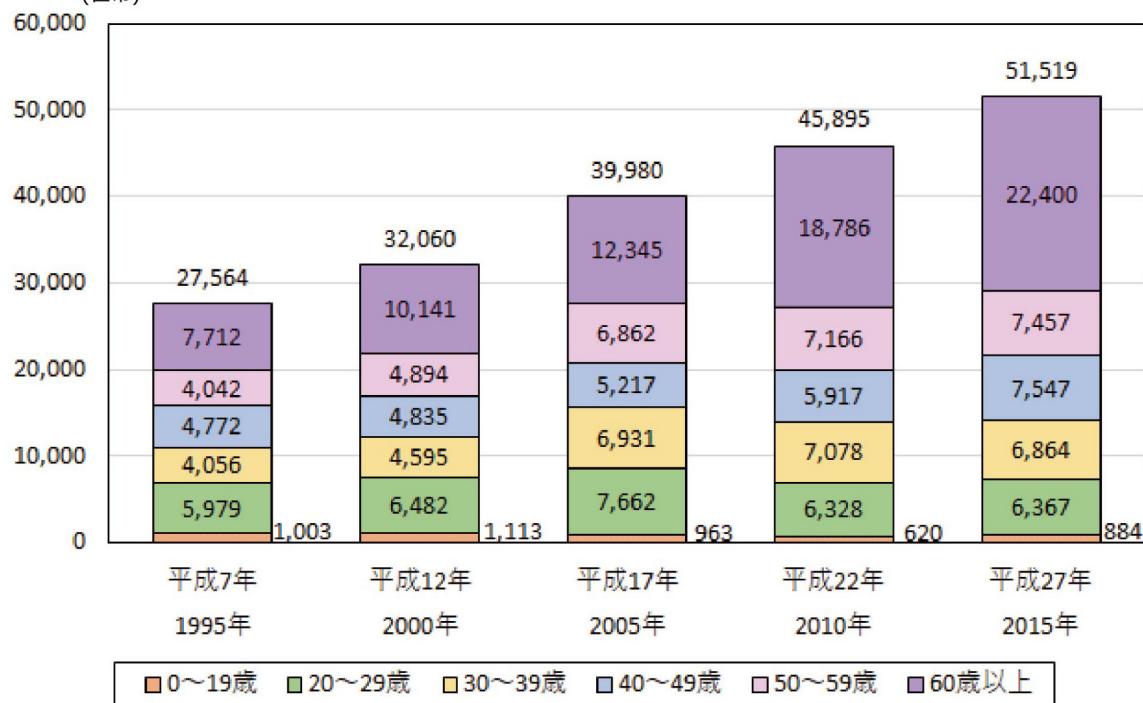
注) 平成22(2010), 27(2015)年は国勢調査。令和2(2020)年以降はG空間情報センターの将来人口・世帯予測ツールより独自推計

出典 国勢調査、「将来人口・世帯予測ツールV2(H27国調対応版)」(G空間情報センター)

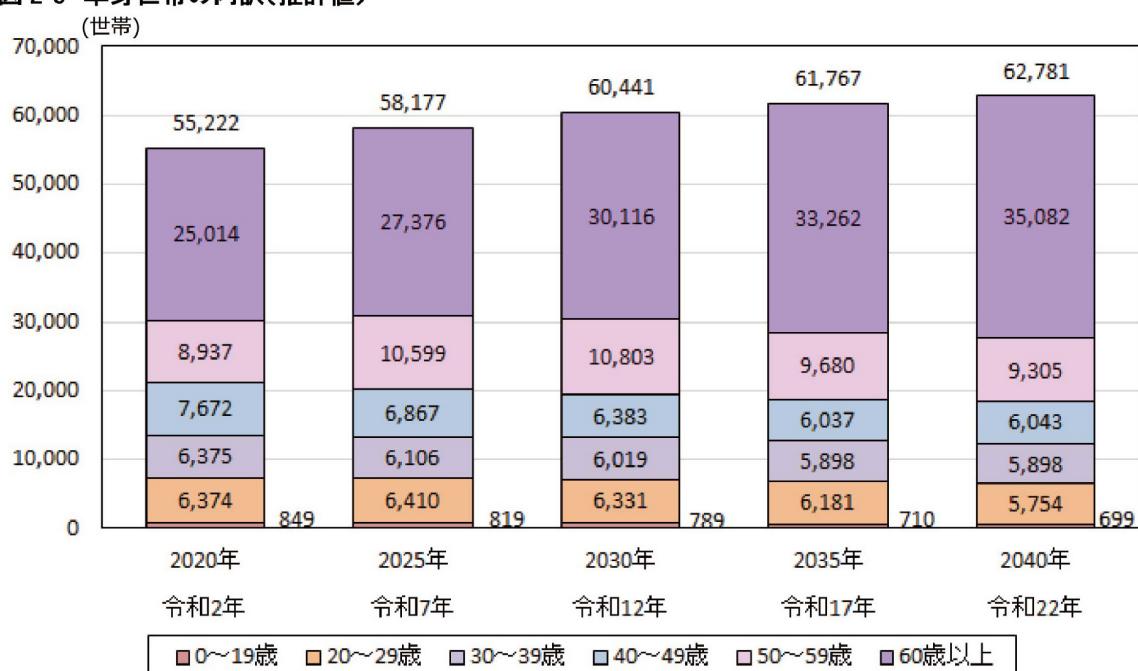
図2-3 世帯数(実績値、再掲)



出典 国勢調査

図 2-4 単身世帯の内訳
(世帯)

出典 国勢調査

図 2-5 単身世帯の内訳(推計値)
(世帯)

注) ストック推計プログラム(国土交通省住宅局)より独自推計。

出典 ストック推計プログラム(国土交通省住宅局)

(2) 上位関連計画等における位置づけ

本計画は、「第5次那覇市総合計画」を上位計画とし、「那覇市都市計画マスタープラン」をはじめとする本市の各種関連計画との整合を保ち、今後の住宅整備の方針や住環境整備の方向等を位置づけていくものです。また、国や沖縄県の「住生活基本計画」の改定ポイントも踏まえることが求められます。

①第5次那覇市総合計画

平成29(2017)年12月に第5次計画が策定されています。総合計画に示されている施策体系のうち、住生活に係る分野は、めざすまちの姿の中の「自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA」で主に展開されており、安全安心で快適な暮らしのための住まいの確保、住宅確保要配慮者のための住宅供給の促進、地域の生活環境をより豊かなものにする住環境整備等、多岐にわたっています。これらの内容を本計画に反映させる必要があります。

②那覇市都市計画マスタープラン

令和元(2019)年度に改定版が策定されています。改定版では、住宅地の将来的都市構造が方針づけられているほか、地域まちづくり方針として「地域の土地利用の方針」「安全安心な地域形成の方針」「暮らしと交流の方針」が位置づけられ、地区区別での住宅地形成の方向性を示しています。住み続けられる良質な住環境の形成や住宅ストックの活用、住宅の低炭素化、景観・防災まちづくり等、本計画に反映させる必要があります。

③那覇市のその他住宅関連の計画

平成27(2015)年3月に「第3次那覇市市営住宅ストック総合活用計画」が策定されています。第3次計画では、市営住宅ストックの有効活用の基本目標と実施施策、整備水準目標、長寿命化等について定められています。市営住宅の将来必要管理戸数等の考え方をはじめ、市営住宅ストック活用の施策内容を本計画に反映させる必要があります。

令和元(2019)年度に「那覇市立地適正化計画」が策定されています。住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画で、居住誘導区域の考え方や居住誘導に係る施策等、本計画に反映させる必要があります。

平成30(2018)年3月に策定された「那覇市空家等対策計画」は、住生活基本計画の新たなポイントのひとつである「既存住宅の流通と空き家の利活用を促進し、住宅ストック活用型市場への転換を加速」という方向性に直結する個別計画です。空き家等の利活用に向けた周知・啓発が位置づけられており、本計画に反映させる必要があります。

④那覇市のその他まちなか居住関連の計画

平成28(2016)年3月に「那覇市密集住宅市街地再生方針」が策定されています。密集住宅市街地の整備改善を進めるための方針で、本計画とはまちなか居住について関連性が高いことから、この方針における適用範囲の考え方や整備の戦略、施策・事業メニュー等を参考します。

同じく平成 28（2016）年 3 月に「那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画」が策定されています。「まちなか居住の推進」が位置づけられ、既存住宅ストック活用、魅力ある都市型住宅地の形成、集合住宅等の建設促進、子育てしやすい居住環境づくり等の施策化が図られており、本計画に反映させる必要があります。

⑤那覇市のその他福祉・子育て関連の計画

平成 31（2019）年 3 月に策定された「第 4 次那覇市地域福祉計画」では、地域福祉の観点から住宅・住環境に関する施策が位置づけられています。

平成 30（2018）年 3 月に策定された「第 7 次なは高齢者プラン（那覇市高齢者保健福祉計画）」及び「介護保険事業計画（第 7 期）」では、地域包括ケアシステムの運用の中で要介護者の住まいや生活支援に言及されています。

平成 27（2015）年 3 月に策定された「なは障がい者プラン（第 4 次那覇市障がい者計画及び第 4 期那覇市障がい福祉計画）」では、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等の人を対象に、多様な住まいの確保・充実に関する施策方向性が示されています。

令和元（2019）年度に「第 2 期那覇市子ども・子育て支援事業計画」が策定されています。地域子育て支援拠点事業や子どもを守る地域ネットワーク機能強化等、子ども・子育て支援に関する取組みが示されています。

本計画では、これらの福祉・子育て関連計画を参照するとともに、これら計画の次期改定時に本計画が紐づけされるように関連記述の充実に努める必要があります。

⑥住生活基本計画（全国計画）及び沖縄県住生活基本計画

それぞれ平成 28（2016）年 3 月、平成 29（2017）年 10 月に改定されています。全国計画では、居住者、住宅ストック、産業・地域の 3 つの視点から 8 つの目標が設定されていて、本計画ではこれら 8 目標の枠組みを参照します。また、県計画では全国計画に準拠しつつも、「沖縄県の特性を活かした住環境の形成」といった地域特性に配慮する視点も重視されています。

⑦沖縄県のその他住宅関連の計画

平成 24 年度に「沖縄県居住支援協議会」が設立されています。本協議会では、住宅確保要配慮者の豊かな住生活の実現を目的に、県内の特定行政庁及び関連団体等が、民間賃貸住宅の円滑な入居の促進に関する必要な措置について協議、実施がなされています。本市においては今後も、協議会の会員として積極的に関連団体等との連携や、府内の住宅部局と福祉部局等の部局を横断した相談窓口等の体制づくりが求められています。

平成 30（2018）年度に改定された「沖縄県賃貸住宅供給促進計画」は、住宅セーフティネット法に規定する都道府県計画として位置づけられます。したがって、住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給促進を図るための施策が展開されており、その考え方は本計画でも重視することが求められます。

平成 31（2019）年 3 月に「沖縄県高齢者居住安定確保計画」が見直されています。住宅施策と福祉施策の一体的な取組みとして高齢者の居住の安定確保に資するものであり、「沖縄県サービス付き高齢者向け住宅事業」について章立てされる等、本計画が参考すべきポイントが多いといえます。

(3) 本計画における地域区分

本計画における地域区分の目的は、地域毎に異なる特性・課題を踏まえ、特色ある住生活の安定確保及び向上の促進をきめ細やかに図っていくためです。

都市計画マスターplanでは、地域の将来像を描きまちづくりの方針を描く上で、適切なまとまりを考慮して地域を区分しています。本市の歴史的な集落及び行政区画の変遷の区分から、那覇（本庁）地域、首里地域、真和志地域、小禄地域といった4つの特色ある地域を中心に、地域のまとまりや地形、土地利用、幹線道路等の要素から9つに区分されています。

以上のことから、都市計画マスターplanの地域区分は地域特性を踏まえたきめ細やかな区分となっており、これらの区分が地域住民にも理解しやすいと考えます。本計画では、これら地域区分を参考に、市域を8地域に区分します（那覇空港周辺地域は住宅不在のため除外）。

また、都市計画マスターplanの地域まちづくり方針である「地域の土地利用の方針」「安全安心な地域形成の方針」「暮らしと交流の方針」は、本計画においても踏襲すべき方針であり、それらを念頭に置きつつ住宅施策の展開を図ります。

地域のまとまり	地形及び土地利用条件	都市構造、プロジェクト
○まちの成り立ち	○地形などの自然条件	○幹線道路による都市軸
○共通したイメージ	○土地利用の状況	○基盤整備の状況
○コミュニティ	○都市整備の基本的課題	○地域の骨格、拠点

那覇市都市計画マスターplanより

図2-5 地域区分図



那覇市都市計画マスターplanを参考に作成

(4) 基本理念

本計画の基本理念は、「住生活基本法」に基づき、豊かな住生活への市民の基本的な姿勢や行政の役割等^{*}を踏まえつつ、以下の4点とします。

1. 良質な住宅の供給、建設、改良、管理

近年の急速な少子高齢化の進展、今後本市でも進行していく人口減少、後期高齢者や住宅確保要配慮者の増加、生活様式の多様化、その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、居住者の負担能力を考慮して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設、改良又は管理を図ります。（「住生活基本法第3条」に追記）

2. 良好的な居住環境の形成

地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことができる良好な居住環境の形成を図ります。（「同法第4条」）

3. 住宅の購入者・賃借者等の利益の擁護及び増進

民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図りつつ、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進を図ります。（「同法第5条」）

4. 住宅の確保に特に配慮をする者の居住の安定の確保

住宅が、国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮をする者の居住の安定の確保を図ります。（「同法第6条」）

* 豊かな住生活は、人々のニーズが反映される市場において、一人一人が自ら努力することを通じて実現されることを基本とすべきで、地方公共団体の役割は、公営住宅の整備・管理等の住宅セーフティネットの構築や地域によって多様な住生活をめぐる課題にきめ細かく対応することが位置づけられている。また、国と地方公共団体等の各主体が連携することで、関連施策分野との連携、国民に対する住生活の向上についての教育活動・広報活動等を推進することある。（「住生活基本計画（全国計画）」より）

(5) 基本方針

先の basic 理念及び「第 5 次那覇市総合計画」のまちづくりの将来像との整合性に基づき、本計画の基本方針を以下のとおり定めます。

誰もが安心して快適に住み続けられる 笑顔広がる元気なまち NAHA

私たちの那覇市は、美しいまちなみと亜熱帯特有の自然が調和した都市を形成してきました。住宅はこの那覇のまちを構成する重要な要素であり、生活の基盤として、暮らし・育て・憩い・安らぐ空間です。また、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもあります。これらを踏まえ、全ての市民が安全・安心かつ快適に、愛着と誇りを持って暮らし、働き、子どもの成長を楽しむ、そのような市民の笑顔が広がるまち NAHA を築き、豊かな住生活の実現をめざします。

(6) 基本目標

基本理念と基本方針を踏まえつつ、加えて「住生活基本計画」の全国計画と沖縄県計画の目標設定を参考し、本市の住宅政策の基本目標を以下の 5 点とします。

基本目標 1 若年世帯・子育て世帯の夢を育む住生活の実現

本市がこれからも子どもたちの声が響き、活力ある都市であり続けるために、若年世帯や子育て世帯が子育てしやすい・子育てしたいと思える住宅が確保できるように環境整備を図ります。また、住宅のみならず、公園や子育て支援施設、地域の集会所等の充実等も併せて住環境の向上をめざします。

基本目標 2 高齢者などの住宅確保要配慮者の居住の安定への配慮

本市においても少子高齢化が進展しており、今後も高齢者世帯が増加することから、高齢者の多様なニーズに対応した住まいが必要です。高齢者世帯が安心して暮らし続けるためには、地域の支援や住宅と福祉サービスの連携が不可欠です。また、要介護状態の高齢者の在宅生活への移行、障がい者の自立支援、DV 被害や外国人労働者の増加等の社会情勢の流れもあり、住宅の確保に特に配慮を要する人への住宅確保が必要となっています。このように全ての市民の居住の安定の確保をめざします。

基本目標 3 多様な居住ニーズを支える良質な住まいづくり

沖縄県の行政・経済の中心となる本市は、県内外より多くの人々が転入する等、多様な価値観をもった人々で構成されます。それぞれのライフステージやライフスタイル、世帯人数等に応じた住まいを確保できるように、民間住宅の積極的な活用と質的向上の促進、既存住宅や空き家の流通の拡大、住宅に関する総合的な情報提供・相談体制等を含め、市民が多様な住まい方を選択・実現できるような環境づくりをめざします。また、中心市街地での高齢化、人口減少、商業機能の低下等が進んでいることから、その活性化を図るためにまちなか居住を推進していきます。

基本目標 4 亞熱帯の自然環境等に配慮した、安全・安心な住宅・住環境の形成

地震や風水害等の自然災害の未然防止、密集市街地の解消等の防災対策等が求められています。これらの対策を図るため、建物の耐震性能の向上、密集市街地の改善等を進めています。また、自助・共助の取組みによる防災力の強化を図るため、個人の防災意識を高めるとともに、地域が主体となった自主的な防災の取組みを支援し、災害に強いコミュニティづくりを進めます。そのほか、ユニバーサルデザイン化、犯罪に対する安全性等、高い住宅性能基準を備えた住宅ストックの形成をめざします。

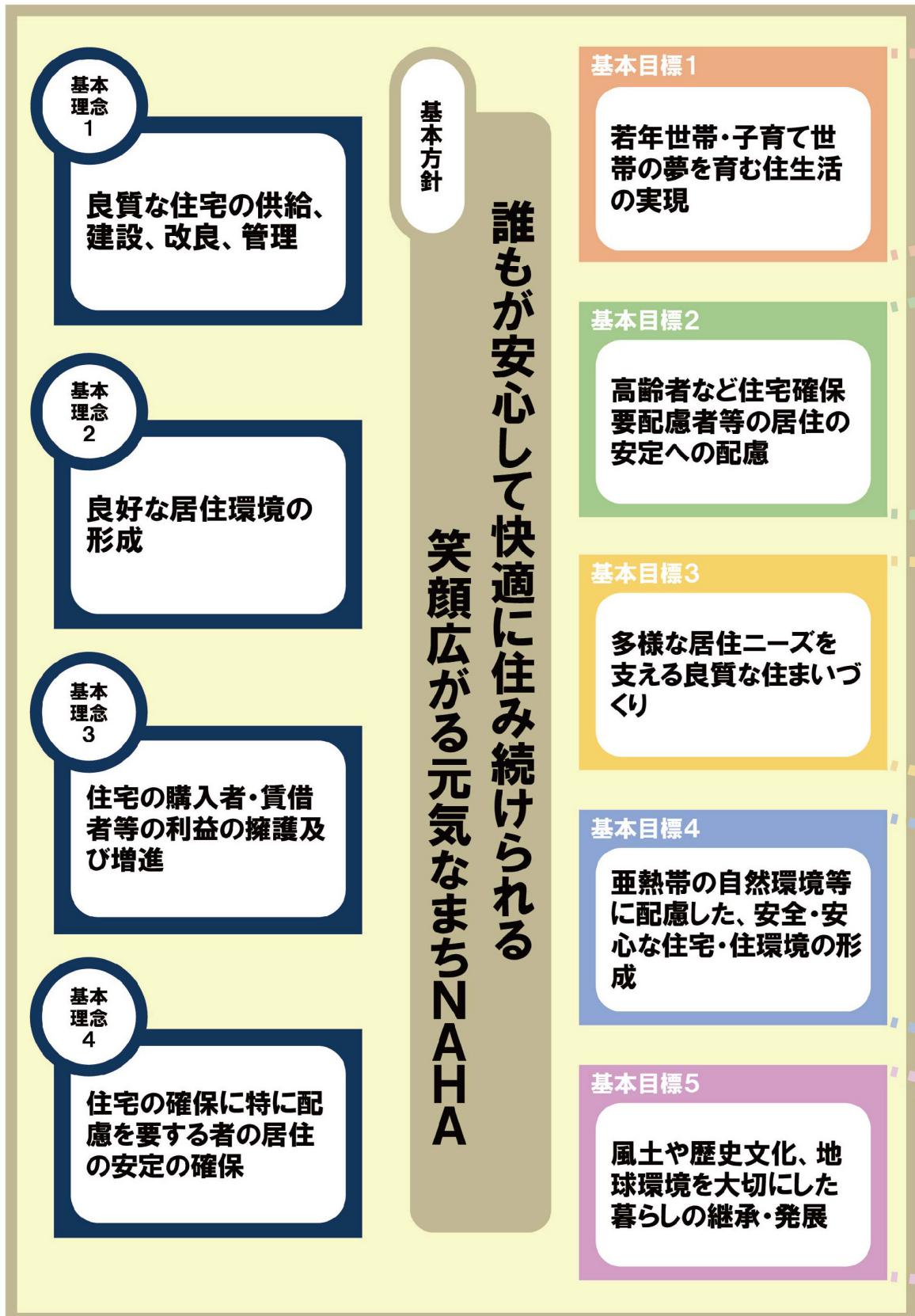
基本目標 5 風土や歴史文化、地球環境を大切にした暮らしの継承・発展

本市においては、かつての琉球王朝の文化や庶民の生活文化の香り等が、景観形成地区の指定や地区計画の導入等により、伝統的な建築形態や街並み景観として市内各地に点在し、本市の多彩な資源となっています。市民参加や地域との連携による街並みの保全・育成等に取組みながら、今後ともこのような風土や歴史文化と調和した住環境を継承します。さらに、地球環境への意識の高まりやSDGsを意識したまちづくりの世界的な動向と連携し、新しい技術や工法、資材等を活用した環境負荷の少ない那覇らしい住まいづくり・まちづくりをめざします。

(7) 計画の体系

本計画で設定する基本目標を達成するため、本市では 15 項目 35 施策の具体施策を展開していきます。本計画の体系は次項のとおりです。

なお、各具体施策の内容については、第 3 章にて掲載しています。



具体施策**1) 若年世帯・子育て世帯の居住支援**

- ①若年世帯・子育て世帯の住宅確保に向けた支援・流通促進
- ②子育てを助け合う三世代同居・近居の促進
- ③安心して子育てができるまちづくり
- ④市営住宅建替えに伴う子育て世帯に対応した住環境の整備

2) 子育てしたくなる住環境の整備**1) 新たな住宅セーフティネット制度利用の促進**

- ⑤住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅登録の促進
- ⑥住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

2) 高齢者の居住安定の確保

- ⑦高齢者に対応した住宅の整備・拡充
- ⑧サービス付き高齢者向け住宅の普及および安定的な質の確保
- ⑨高齢期に適した住まい方に関する意識啓発

3) 真に困窮する世帯等の居住安定の確保

- ⑩市営住宅の入居適正化
- ⑪住宅確保要配慮者等の居住支援

4) 障がいのある方への居住安定の確保

- ⑫障がいのある方に対応した住宅の整備・拡充・賃貸住宅の普及
- ⑬居住サポート事業の推進
- ⑭障がいのある方のグループホームの確保

1) 総合的な住宅情報の提供

- ⑮総合住宅相談・情報提供体制の確保
- ⑯住替え需要への対応

2) 住宅及び住環境の質の向上

- ⑰良質な住宅の確保、既存ストックの質の向上に向けた普及・啓発
- ⑱住みやすい魅力ある住環境づくりの推進
- ⑲市民との協働による住環境整備

3) 民間住宅市場の有効利用及び活性化

- ⑳家賃債務保証制度の有効活用
- ㉑中古住宅、空き家等の流通促進
- ㉒老朽マンションの建替え及び適正管理の支援

4) まちなか居住の推進

- ㉓まちなか居住推進策の検討・取組促進

1) 人にやさしい安全・安心な住まいづくり

- ㉔ユニバーサルデザイン等の普及・啓発
- ㉕防犯性の高い住宅・住環境づくりの推進
- ㉖地域のコミュニティの支援

2) 災害に強い住環境の整備

- ㉗防火・耐震化等の促進
- ㉘災害時の住まいの確保

3) 密集住宅市街地の早期改善

- ㉙密集住宅市街地の改善策の推進
- ㉚狭い道路整備事業の推進

1) 歴史文化資源の活用

- ㉛景観資源の保全・活用
- ㉜景観形成に向けた土地利用や屋外広告物等の規制・誘導

2) 環境への配慮

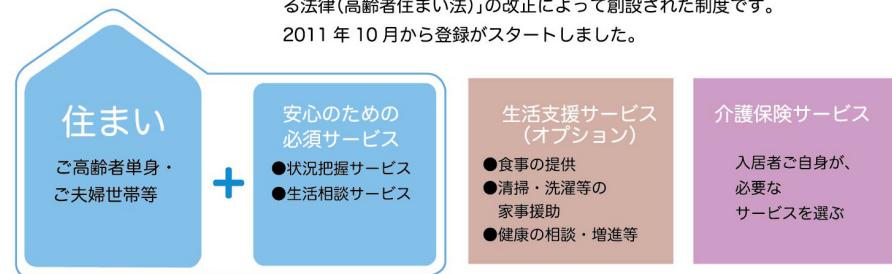
- ㉝緑化推進等による環境負荷の低減
- ㉞住宅の省エネ性能・長寿命化の推進
- ㉟建設廃棄物の抑制・リサイクルの推進

制度紹介

サービス付き高齢者向け住宅って？

「サービス付き高齢者向け住宅」とは、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸等の住宅です。

国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者の居住安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」の改正によって創設された制度です。
2011年10月から登録がスタートしました。



「サービス付き高齢者向け住宅」の登録基準

規模・設備

- 各専用部分の床面積は、原則 25 m²以上
ただし、居間、食堂、台所そのほかの住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は 18 m²以上
- 各専用部分に、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること
ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備または浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各戸に台所、収納設備または浴室を備えずとも可
- バリアフリー構造であること

サービス

ケアの専門家※が少なくとも日中建物に常駐し、状況把握サービスと生活相談サービスを提供します

※ケアの専門家

- 養成研修終了者
- 会福祉法人・医療法人・指定居宅サービス事業所等の職員
- 医師
- 看護師
- 准看護師
- 介護福祉士
- 社会福祉士
- 介護支援専門員

「サービス付き高齢者向け住宅」を供給する事業者を支援する制度をご活用いただけます。

建設・改修を行う事業者に対して国が直接補助を行います。

「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、住宅・施設の建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行います。

■サービス付き高齢者向け住宅整備事業

対象	登録されたサービス付き高齢者向け住宅等
補助額	建設費の1／10 改修費の1／3 他、上限額など詳しい内容は「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」のホームページ (http://www.koreisha.jp/service/) でご確認ください。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> サービス付き高齢者向け住宅に10年以上登録すること 入居者の家賃が近傍同種の住宅の家賃とのバランスがとれていること 家賃等の徴収方法は前払方式に限定されていないこと 情報提供システム上で「運営情報」の公開を行うこと 地元市町村のまちづくりに支障を及ぼさないと認められるもの